

京都市会 HOTニュース 5月18日発行 Email:info@cpgkyoto.jp

新型コロナウイルス
感染症対策

発行者:日本共産党・京都市会議員団 ☎:222-3728 FAX:211-2130

新たな制度展開、申請期限など ご存知ですか！

(1) PCR検査してほしい

これまでは「帰国者・接触者相談センター」に電話し、センターがPCR検査が必要かどうかを判断していました。そこでかなり検査が絞られる状況がありました。

「検査数が少ない」「検査をしっかりとやるべき」の世論が強まる中で、京都府は、感染の拡大に伴い、濃厚接触職者はもちろん、医師が必要と判断した場合、感染不安のある方が検査をうけられるよう、府医師会の管理で京都府内5カ所（京都市内4カ所、ドライブスルーの検査も1カ所）にPCR検査所を設けることになりました。

また京都市も、感染者が生まれた病院や福祉施設関係で接触の可能性ある方、医師の判断のもと病状の有無にかかわらず複数回の検査も含め、患者・入居者・スタッフ全員のPCR検査を行う。家庭でも、病状の有無にかかわらず、複数回の検査も含め、同居家族全員、接触の可能性のある親族全員のPCR検査を直ちに行うことになりました。

どんな場合に検査の相談をするか？（新しい相談の目安）

- 「息苦しさ（呼吸困難）」「強いだるさ（倦怠感）」「高熱」などの強い症状のいずれかがある。
- 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある・・・妊娠中の方、重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患ある方（透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方）はすぐ相談を。
- さらに、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。こうした症状が4日以上続いている場合は相談して下さい。

新型コロナウイルス感染症専用電話窓口

075-222-3421

土日・祝日を含む24時間受付

かかりつけ医・診療所などの医療機関に 電話して相談

かかりつけ医の判断で「医師会検査センター」と相談し「PCR検査所」で検査する流れ

(2) 収入が激減、生活不安・・・生活に対する支援は？

■10万円の給付金(特別定額給付金)の申請、給付は？・・・Q&A

→「特別定額給付金コールセンター」 ☎ 0570-074-428

どうすれば受け取れますか？ 住民基本台帳を基に、京都市が世帯全員の氏名が記載された申請書を登録住所に郵送。世帯主や代理人が金融機関の口座番号などを記載し、運転免許証の写しなどの本人確認書類をコピーし添付して返送（切手不要）すると、世帯分の給付金が口座に振り込まれます。

マイナンバーカードを持っている場合は、オンラインで振込先口座を入力し、口座の確認書類をアップロードするなどすれば、同様に振り込まれます。

いつ受け取れますか？ オンライン申請は、5月15日から始まっています。 あるいは、各世帯への申請書送付は、6月上旬から始まり、返信内容が確認されしだい給付金が振り込まれます。

○給付の対象は？・・・4月27日時点で住民基本台帳に記載されたすべての国民。住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人も当然給付金の対象です。また、国籍は問わず、3カ月を超える在留資格などをもち、住民票を届け出ている外国人も対象です。海外に居住していても、住民基本台帳に記載されている場合は対象となります。

○受け取りたくない場合の手続きは？・・・申請書の氏名欄の横に希望しない場合のチェック欄があり、世帯員ごとに受け取りの可否を決められる。世帯全員が受け取りを必要としないのであれば、申請手続きをしなくてもいいことになっています。

○基準日以降に亡くなった場合は受け取れる？・・・基準日である4月27日時点で、住民基本台帳に登録されていれば支給の対象となるため、同日以降に死亡した人も対象となる見込み。基準日の直前に亡くなった人や基準日以降に生まれた人については対象とはなりません。

○口座がない場合は？・・・窓口での受け渡しを行うなど個別に対応していく方針。

○給付された10万円は課税対象となるのか？・・・「これまでの給付金などと同様に課税対象にならない」としています。

○世帯ごとの給付を望まない場合は？・・・配偶者から暴力(DV)を受けて別居している、離婚の調停をしているなど、世帯主への一括振り込みを望まない場合。DVを理由に避難している方で、世帯主でなくとも、同伴者分を含めて、申し出れば、給付金を受け取る措置を受けることができます。申し出は4月30日以降も受け付けています。

○路上生活者(ホームレス)やネットカフェ難民など住所がない人の申請は？・・・ホームレスやネットカフェで寝泊まりする人も、住民登録がされている市区町村で給付申請は可能との方向です。登録が抹消されている場合は、いずれかの自治体に再登録すれば給付が受けられるとし、基準日の4月27日以降に再登録が行われた場合でも受給の対象となる方向です。

○生活保護受給者の収入認定は？・・・「給付金は、収入認定はされない」としています。

■児童手当・・・対象児童一人当たり1万円支給

対象は、令和2年4月分(3月分含む)の児童手当受給者。 申請不要です。

■緊急小口生活資金貸付・総合支援資金について

○緊急小口生活資金

緊急かつ一時的な生活資金が必要な方(主に休業された方)。学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内。その他10万円以内。据置期間1年以内 償還期限2年以内。無利子。

申し込みは、これまでは区の社会福祉協議会でしたが、今後、社会福祉協議会のホームページからの書類請求かサポートセンターに架電し必要書類を送ってもらい必要事項を記載し郵送で申請。

緊急小口資金サポートセンター 平日の9時～16時まで

☎090-1676-9832 090-1677-1250or1254or1257or1322

○総合支援資金

生活の立て直しが必要な方(主に失業された方) 日常生活の維持が困難。2人以上・月20万以

上以内 単身・月15万円以内 償還期間10年以内 無利子 期間は原則3カ月(60万円以内)
 *総合支援を受ける場合「自立支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けること」を要件としていましたが、基本的に自立支援事業等による支援を不要とすることになりました。
 *2つの資金を段階的に両方受けることは可能です。80万以内。償還時に、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができます。

○総合支援資金および住宅確保給付金の相談・申請受付について

社会福祉協議会のホームページからの書類請求か総合相談に電話し、必要書類を送ってもらい必要事項を記載し返送で申請。

総合相談窓口・「ひと・まち交流館1階」 ☎075-354-8748、354-8776(8回線あり)

■住宅確保給付金・「ひと・まち交流館1階」で受け付け。電話番号は上記、総合支援資金と同じ。

離職・廃業から2年以内または休業などにより収入が減少し(要件緩和)、離職者と同程度の状況にある方。支給期間原則3カ月(最大9カ月)。収入要件、資産要件あり。ハローワークに登録して求職申し込みをするとの要件を撤廃(月4回の求職状況報告義務を緩和)。

■学校休校による休業補償 学校休業助成金・支援金相談コールセンター(0120-60-3999)

○労働者に休暇を取得させた事業者向け

新型コロナウイルス感染症対応として小学校等が臨時休校した場合、その子の保護者の休職に伴う所得補償(正規・非正規問わず)。休暇中に支払った賃金相当額(10/10 上限8330円)。有給の休暇を取得させた事業者が申請する。

補償の対象期間は2月27日から6月30日まで延長。補償対象は小学校、特別支援学校、放課後学童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園。

○委託を受けて個人で仕事する方(フリーランス、個人事業者など)

要件・個人で就業予定であった場合。あるいは、業務委託に対して報酬が支払われている場合。休暇中に支払った賃金相当額(上限4100円)。補償期間は、2月27～6月30日。

■傷病手当・コロナウイルス感染のため働けないケースに適用(被用者)。

新型コロナウイルス感染で陽性結果を受け、入院発熱などの症状があり会社を休んでいる(4日以上休んでいる)方へ支給。支給期間:支給を始めた日から最長1年6カ月。支給内容:直近12カ月の標準報酬月額平均額の30分の1×2/3×日数 ☎075-231-5961

■学生の生活支援・緊急小口生活資金貸付は学生にも活用できます。また、住居確保給付金について

でも自宅外で親から支援を受けずアルバイトなどで生活している学生は対象になる場合があります。

各大学でも、生活支援、学費免除や延納などが始まっています。国も学生への生活給付金を検討中。

日本学生支援機構:給付・貸与奨学金(☎0570-666-301) 奨学金の減額返還返還猶予(☎0570-666-301) 災害支援金の給付もあります(10万円)

■生活保護を積極的に活用しましょう。福祉事務所へ相談を。

■妊婦を対象にしたPCR検査費用支援があります(上限2万円)。

両親が新型コロナウイルスに感染した場合、一時保護所で子どもを受け入れる(職員付き添い)

(3) 中小企業、小規模事業者、フリーランスなど個人事業者への支援

■持続化給付金・・・新型コロナで売上げが半減した全事業者対象

個人事業者やフリーランスに最大100万円、中小企業（法人）に最大200万円の給付金

2020年1月から2020年12月のうち、売上げが2019年前年同月比で50%以上減少した月の売上げ×12カ月。前年度の売上げ（事業収入）－同月比で50%以上減少した月の売上げ×12カ月で算出。

対象：中堅企業・中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業者を対象に。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で事業収入を得ている法人個人の方が対象に。医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人などの法人も対象に。

コールセンター：0120-115-570（毎日8:30～19:00）

電子申請が困難な方に、「サポート会場」を開設予定（予約☎：0570-077-866）

■休業要請への支援(京都府:中小企業・20万円、個人事業主・10万円支援)

休業要請対象事業者支援給付金：休業・時短に協力した、中小企業・団体に20万円、個人事業主には10万円が支給されます。要請施設に幼稚園、小中学校、専門学校、各種学校、美術館なども含まれる。減収要件はありません。郵送かインターネットで申請。

緊急事態措置のすべての期間4月18日から5月6日のうち、遅くとも4月25日午前0時から5月6日まで要請等に応じ休業、営業時間の短縮を実施したもの。収入が減ったかどうかは問わない。夜8時～朝5時まで休業した飲食店も含む。

申請期間は、5月7日から6月15日。京都府コールセンター075-706-1300（平日）

■雇用調整助成金の活用・・・給与の支払いに困ったら 京都府労働局 ☎075-241-3269

雇用調整金については日額の増額、手続きの簡素化、見なし失業の扱いなど検討されています

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置（4月1日～6月30日）

助成率：休業手当に対する助成率の引き上げ（中小企業4/5）、解雇を伴わない場合（中小企業9/10）教育訓練実施の場合の加算（中小企業2400円）あり。*8330円上積み検討中
対象新規学卒者など6カ月未満の労働者も助成対象。

雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象。

対象期間：休業等の初日が令和2年1月24日以降のものにさかのぼって適用。

生産指標：4月1日から6月30日までの間は5%減少。最近3カ月の雇用量が、前年より増加していても助成対象。

事業所設置後1年以上を必要とする要件の緩和。申請書類の簡素化。

○特例措置のさらなる拡大

60%を超える高率の休業手当が支払われ、また休業等要請を受けた場合にも適用できるよう拡充。
拡充:休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10に。

:一定の条件を満たす場合、休業手当全体の助成率を特例的に10/10に。

一定の条件とは・・・休業要請を受けた中小企業が解雇などを行わず雇用を維持する場合、休業手当全体の助成率を特例的に10/10に。休業、または、営業時間の短縮に協力。労働者の休業に対し100%の休業手当を支払っている。8330円以上の休業手当を払っていること。1人1日8330円上限。

現行は、休業手当60%の内、雇調金54%+会社6%→休業手当100%の内、雇調金90%+会社10%。→さらに、現在は休業手当100%の内、雇調金94%+会社6%。

令和2年4月1日から6月30日までの間5%減少 1月24日以降のものに遡って適用
「労働保険料滞納」要件緩和。(保険料の後払いを認める)

■中小企業など支援 京都市・京都府の独自の制度

京都市：「中小企業等緊急支援補助金」 5月15日でいったん申請は締め切られました。

- ・中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業者
- ・売上げが減少(50%以上3/4以内、80%以上4/5以内) 上限30万円
- ・申請期間：5月11日～5月15日 郵送受付のみ **☎0570-000-328**

京都府：「新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金」

- ・中小業者 上限30万円 補助率1/2 減収要件なし
- ・小規模事業者 上限20万円 補助率2/3 減収要件なし
- ・複数企業グループ共同で行う場合の加算措置 2~4社10万 5~9社50万 10社以上100万
- ・中小企業緊急経営支援コールセンター **☎0120-555-182**
- ・農林関係 京都府農業改良普及センター・家畜保健衛生所・森林技術センターなど
上限20万円 補助率2/3 減収要件なし
- ・文化芸術団体支援 上限20万円 補助率2/3 減収要件なし
文化芸術関係者支援相談窓口 **☎075-414-5549**

■文化芸術活動緊急奨励金(京都市) 展示、制作・発表機会が失われているもとの文化芸術活動の担い手を支援。奨励金(上限30万円) 5/7~5/17 **☎050-3786-2917**

■各種の融資制度

○「京都府・京都市新型コロナウイルス感染症対応資金」(無利子・無保証料融資)

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した中小企業者等への民間金融機関による実質無利子・無保証料となる制度融資の取り組みを開始(5月1日から開始)

実質無利子・無保証料となる方：個人事業主(売上高5%以上減少・・・保証料補給・全額、利子補給・当初3年間全額)。小規模・中規模事業者(売上高5%以上減少・・・保証料補給1/2、利子補給なし。売上高15%以上減少・・・保証料補給・全額、利子補給・当初3年間全額)。融資期間10年以内(据え置き期間5年以内)。融資使途：運転資金および設備資金。融資限度額3000万円。適用期間：2020年5月1日~2020年12月31日まで。

信用保証協会：075-354-1011 中小企業緊急経営支援コールセンター 0120-555-182

- 新型コロナウイルス感染症特別融資・・・売上額が5%以上減などの方を対象に、中小事業3億円以内、国民事業6000万円以内を無担保融資。当初3年間は0.9%金利引き下げ。貸付機関は設備20年、運転15年(据え置き5年)。日本政策金融公庫：0120-154-505(平日)
*個人事業者・フリーランス。小規模事業者(売上げ以上15%減)。中小企業者(売上げ20%以上減)の場合、3年間実質無利子に。

○信用保証制度による資金繰り支援

新型コロナウイルス対応緊急資金(普通補償、セーフティネット保証5号)

災害対策緊急資金（セーフティネット保証4号） 安心借り換え資金

*これらは京都市で認定を受け、金融機関が信用保証協会保証付き融資を申し込む

信用保証協会 ☎075-354-1011

*これらの（普通保証以外）制度融資について一定の条件を満たせば保証料・利子を減免。

- 失業、内定取り消しで職を失った方・・・京都市は優先的に100人を雇用（臨時や非常勤雇用）、
○大学生等を対象にした非常勤職員の臨時募集は、受付終了。

市内に在住する学生または市内の大学に通う学生。週1～2日で時給960円＋交通費。1日7時間45分。月額約6万円。70人。特別給付金業務などの事務作業補助。

京都市わかもの就職支援センター（就職相談） ☎075-746-5086

- 解雇や給与カットを受けたとき・・・京都府労働局特別相談窓口（075-241-3212）、
あるいは、京都総評労働相談センター（0120-376-060）

（４）税や保険料、公共料金などの減免や納付猶予

- 納税の猶予の特例・・・2020年2月から納期限までの一定期間（1ヶ月以上）において前年同時期に比べ概ね収入が20%以上減少。一時に納税が困難場合。無担保＋延滞税なしで1年猶予あり。納期限が2月1日以降のすべての税が対象。

*個別の事情がある場合。国税について、新型コロナウイルス発生にともない財産に相当の損失を受けた納税者、売り上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴税猶予、換価の猶予が認められることがあります。原則、1年間猶予。猶予期間中の延滞税の全部一部の免除。地方税においても同様措置を講じるよう政府が、地方自治体に要請しています。

*個別の事情とは・・・災害により相当な損失。ご本人またはご家族が病気にかかった場合。事業を廃止、及び休止した場合。事業に著しい損失を受けた場合。

- 納税申告・納付期限の延長・・・所得税、個人事業者の消費税、贈与税。4月17日以降であっても、柔軟に確定申告を受け付けます。
- 固定資産税・都市計画税の減免・・・2020年2月～10月のうち任意の連続した3ヶ月の収入の対前年度同期比減少率が30～50%未満の場合1/2減免。50%以上なら全額減免があります。特例（固定資産税ゼロ）の拡充・延長・・・事業用家屋と構築物を対象に追加。

■国民年金保険料の免除・納付猶予

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少。所得が相当程度まで下がった場合。

簡易な手続きで申請が可能に。対象期間：2020年2月～6月分まで（全額～1/4）。

申請に必要なもの：免除・納付猶予申請書。所得の申立書。

申請窓口：区役所の国民年金担当か年金事務所。郵送での提出の活用を。

■厚生年金保険料等の猶予

換価の猶予：一括納付により事業継続が困難になる場合など、一定の要件を満たす場合、原則1年以内の分割納付、延滞金の一部免除、差押え等の猶予が可能。猶予期間は最長2年延長可能。

納付の猶予：災害、病気、旧廃業などにより保険料納付が一時的に困難になった場合。原則1年以内の分割納付、延滞金の全部または一部免除、差押えなどの猶予が可能。猶予期間は最長2年延長

可能。

申請期間・窓口：納期限から6ヶ月以内に、管轄の年金事務所へ。

■国民健康保険の減免

減免の対象となる世帯及び減免額・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯は全部を減免。新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（事業収入）の減少が見込まれ、1～3に該当する世帯（特に、生計維持者の事業収入が前年に比べ減少割合が10分の3以上の場合。「見込み」で判断しても良い）。申請方法：郵送やオンライン。必要に応じて電話等で事実確認。

■電気・ガス料金の支払い猶予・生活福祉資金を活用しなかつ、支払いが困難な場合

支払いの猶予、支払い期日延長ができます。連絡は、関西電力や大阪ガスなど契約先へ。

■住宅ローンなどの返済猶予

政府は、金融機関に「返済猶予や条件変更」について、柔軟に対応するよう要請しています。

税金、保険料、公共料金、市営住宅など支払い猶予・減免、納付困難などの相談

○市税 <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000266807.html>

○府税 <https://www.pref.kyoto.lg.jp/zeimu/tokureiyuuyo.html>

○国税 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.html

○各種保険料納付が困難

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000268631.html>

○水道料金 <https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000267103.html>

○電話 https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/importanto/kinkyu02_000398.html

○電気・ガス <https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/>

○市営住宅家賃の減免や徴収猶予 ☎075-223-2701

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000267512.html>

○保育園登園自粛者等への利用者負担額（保育料）の還付 ☎075-251-2390

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000266679.html>

(5)高齢者福祉施設及び障害福祉施設等における感染症防止対策支援

○高齢者福祉施設…075-213-5871(介護ケア推進課)

○障害者福祉施設…075-222-4161(障害保健福祉推進室)

○保護施設…075-251-1175(生活福祉課)

(6)京都市の施設の使用料返却、キャンセル料は取らない 9月末まで

はがき、FAX、メールを集中しよう 5月市会へ請願・陳情を行おう

○京都市「いつでもコール」 ☎:075-661-3755 FAX:075-661-5855)

○市長への手紙 ☎:075-222-3094 FAX:075-213-0286